

令和元年度 第3回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	令和2年1月31日（金）午後2時30分から午後4時45分まで
開催場所	新宿区役所 本庁舎6階 第3委員会室
出席者 （名簿順）	高橋貴志委員、宮崎豊委員、大貫奈美子委員、越智創委員、加藤健委員、竹内久美子委員、米山厚司委員、青野啓子委員、千葉伸也委員、角由紀実委員、古川ワカ委員、田中敦子委員、小原聖子委員
欠席者	小原敏郎委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新任委員紹介 3 会長挨拶 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規開設等の保育施設について (2) 待機児童解消に向けた取組みについて (3) 新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)について 5 その他 6 閉会

1 開会

2 新任委員紹介

資料1に基づき紹介

3 会長挨拶

4 議題

(1) 新規開設の保育施設について

事務局 資料2-1～2-6に基づき説明

委員A 資料2-2のにじいろ保育園西早稲田と、資料2-3のぴっころきっず西早稲田が地域的に非常に近い。認証からの移行もあるのでバッティングは余りないと思うが、その辺の認可上の読みはどうか。また、両方とも0歳児が少ないが、今後の0歳児保育について、区としてどのように考えているのか。0歳児クラスがあると施設や人員などで負担がかかるので、業者もいろいろ考えてしまうと思うが、0歳児はもう現状で足りているという認識があるのか。

事務局 にじいろ保育園西早稲田と、ぴっころきっず西早稲田の関係について、距離は数百メートル離れていて、利用意向が大きく重複することはないのではないかと考えている。

新宿区でも当初は0歳児を中心に整備を進めていたが、育児休業の拡大が定着している状況もあり、今はむしろ1歳児の園を中心に整備をしている。

ただ一方で、0歳児についても当然バランスよく整備をしなければいけないと考えている。今後、地域によって0歳児として整備するところと、0歳児の認証園を1歳児園として認可とするところと、近傍の認証園や認可園の歳児ごとの状況を鑑みて、0歳児のニーズがあっても吸収できるかなど議論を重ねた上で、歳児ごとの定員のあり方を考えていく。

委員B 各資料にある職員の区基準はどのような積算なのか。特に保育士の数がどのような積み上げで、区の最低基準はこれだというのが詳しく知りたい。1歳から5歳までの定員がここに示されていて、例えば1歳については、国基準の6対1で積算するのか、新宿区基準の5対1ということにするのかということだ。月曜日から土曜日に開設されて、11時間開所プラス延長があるとすると、この人数で足りるのかと疑問符がある。

事務局 保育士の数については、区の基準で積算している。具体的には、0歳児については児童3人に保育士が1人、1歳児については都基準、国基準が児童6人に対して保育士1人のところを、新宿区としては児童5人に対して保育士が1名、2歳児については都や国と同じように6人に対して保育士1名、3歳児は児童20人に保育士1名、4歳、5歳は児童30名に対して保育士1名と、このあたりは国、都と同様である。一応、その定員についての保育士の数としては、この人数で足りると推定、計算している。

委員B 資料2-3の例だと、1歳は5対1ということなので、11名の定員を受け入れるためには保育士は3名必要ということになる。そうすると、1歳から5歳までそれぞれ3、3、1、1、1で、合計9名という計算ではないのか。職員が8時間労働だとすると、11時間開所と土曜日の開設、それから延長を加えると、10人の保育士では足りないのではないのか。

事務局 ここに記載されている職員数は、区の認可基準に従って必要とされる職員数を記載している。したがって、この人数が実際の保育のローテーションの中で雇用されている職員数ではない。

5対1だと、1歳児に対し保育士が3人となり、全体で10人では足りないのではないかのご指摘だが、実際は小数になるところは小数のままにし、各歳児の保育士数を小数のまま合計した後に、整数にしている。

歳児のところで3人ということではなくて、実際の計算としては2.2人として考えているので、一見したところとずれが生じている。

委員B 例えば4歳と5歳は30対1だから、3歳から5歳までの3つのクラス合わせて39名は1名ちょっとの先生でいいという、そういう区の基準なのだということになってしまう。それは多分そういうことだと思うが、この10名の積算基準には土曜日と、それから11時間開所、それから延長も含めてこの人数で足りるという回答でよいか。

事務局 ご指摘のとおりである。

委員B 多分、これはこの事業者の配置人数ではなくて、区の最低これを下回ったら絶対だめという基準だということは理解した。

事務局 念のため補足すると、小数点の取り扱い等は、新宿区独自の基準ではない。5対1とか6対1とか、その部分が区独自の基準である。

委員C 資料2-6、にじいろ保育園四ツ谷について。四ツ谷駅前の一等地の再開発ビルで、もっとキャパシティはとれたのではないかというのが1点。それともう1点、4、5歳児の定員がゼロなので、これは連携施設がどこかにあるという理解でよいか。

事務局 キャパシティについては、再開発で、5年、10年というスパンを経て今回竣工、そして保育所の開設ということだが、当然、その再開発当初から子ども・子育て支援事業計画に基づいて、一定の見込みを立てて再開発事業者と交渉をしている。その長いスパンの中でいろいろ試算を繰り返している中で、四谷地域はそこまで広い保育所というのが必要とされていないということと、一方でこういった再開発に伴って一定のニーズが生じるということを経験して、こういった人員配置と、定員の設定となった。

連携園については、今後も引き続き検討を進めるところではあるが、一つのターミナル駅というところで、実際の保護者の住まいの状況が、通常の地元の保育所とは少し違ったようになることもあり得ると考えている。

したがって、今は少し時間をかけて、保護者の状況を検証しながら、連携園の確保をしていくのか、あるいは利用調整の指数の中で検討していくのが妥当なのか、というところを考えている。

委員D 恐らく次のテーマにもかかわってくると思うのだが、この資料の中で、6件のうち2件が認証から認可化する。いろいろな自治体で保育所の運営をしているが、やはりどこでも認可化しないかという話は多くあるようだ。新宿区は積極的に認可化を進めているのか。

事務局 認可化を進めているところもあるが、その一方で、実際今預けている方のニーズというものがある。保護者の働き方の関係で、あえて認証、認可外の保育施設を選んでいる方も一定数いると考えているため、実際その園から認可化したいという要望を受けた後も、今実際に預けている方のニーズをそれぞれの園に調査してもらい、それでも認可にすることがふさわしいと考えられる施設について認可化を図っている。

(2) 待機児童解消に向けた取組みについて

事務局 資料3に基づき説明

委員E これだけ限られた時間の中でたくさん準備してもらっているという印象である。と同時に、タワーマンションなどができたときには、このぐらいの人が保育所を必要とするだろうという認識の中で、開所に向けた取組みをされているという考えでよいか。

事務局 今現在は、再開発の枠組みを利用して整備をする事業者、あるいは新築で100戸以上のいわゆるマンションの事業については、都市計画部と連携を図っており、そういった計画がある事業者は保育課の窓口に来てもらい、その一定の規模の確認と、必要がある場合には保育所の整備を要請している。

委員A やはり連携園は重要な要素である。1歳、2歳が足りないという現状があって、その0、1、2歳の子どもたちが3歳になったときにどうしようということがあってはならないと思う。設計をしていくときに、やはり連携園みたいなところを幾つか交渉していくということは、どこかで置いておかなければいけないと思う。区民の立場からすると、3歳になる直前になって、次の保育園がありませんということになってはいけないと思うのだが、その辺の指導はどう考えていて、長期的にはどうするのか。

事務局 再開発等に伴う保育施設の設置については、再開発事業者等と打ち合わせする中で、認可保育所なのか、事業所内保育所なのか、あるいは企業主導型かといったところも含めて検討している。

その中で、歳児ごとの定員設定については、先ほどのとおり、近隣の園の状況等も鑑みている。基本は保育ルーム等も含めて、低年齢で一旦終了する園には、基本としては連携園をつくっていく考えである。

ただ、今回のにじいろ保育園四ツ谷については、先ほど申し上げたとおり、ターミナル駅という性質から、少し今後の状況も鑑みて、利用調整の中でやっていくのがふさわしいかどうかを検討していくところである。

事務局 補足する。例えばこのにじいろ保育園四ツ谷を利用する保護者の方々、4歳に進級していくときにどうなるのだろうという不安も当然あるかと思うので、そうしたご不安をできるだけ早く解消していけるように案内も丁寧にしていきたい。

委員 F 私は四谷に長く住んでいて、今も大木戸子ども園に2人子どもを預けている。4歳、5歳の連携園について、幼稚園に長期の預かり保育があれば、預けたい方が多いのではないかと思っている。保育園、子ども園だけを連携園としないで、そういう選択も保護者にできるようにしていただけるとありがたい。

事務局 預かり保育については、区立幼稚園4園で実施している。花園、市谷、鶴巻、西戸山、このほか、私立幼稚園でも預かりを実施している。

委員 F もちろん5時までなどの預かりはあると思うが、そこをもう少し遅めに、保育園に預けている方々も利用できるような預かり保育も考えてもらえるとうれしい。

委員 C 預かり保育は、私立幼稚園も鋭意努力しているところではあるが、果たしてどこまで時間を延長すればいいかというのは、また別の議論ではないかと思う。

幼稚園も長時間保育がほぼ当たり前になってきている。もちろん、女性が就労することを否定するものではないが、ただ、子どもがそれによって受けることをいろいろ考えていくと、いたずらに長く延長保育をするということには、個人的には、少し考えないといけないと思う。

私の立場は、基本的には子どもを長く預けなければいけないのではなくて、親が長時間働かなくて済むような働き方ができるようになっていくのが理想的かなと考えている。

委員 F 長時間預けたい方は、もちろん保育園を選択すればいいし、でも、月曜日と水曜日だけ預けて働きたいという方の多くは、保育園ではなく幼稚園で子どもを学ばせたいと思っている親も多い。いろんな選択肢が設定できるといい。

(3) 新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)について

事務局 資料4-1、4-2、4-3に基づき説明

委員 F 資料の別添2、外国につながるのある家庭の子どもたちということで、統計が載っているが、“外国籍の人口”の外国籍の定義を教えてください。例えばうちの子どももアメリカ国籍を持っているが、別にここにあるような支援を受けるような状況にない。日本人だけ子どもほかの国籍を持っているという方は多いと思う。

事務局 この統計は、住民基本台帳の担当の所管が出している数値を持ってきている。国籍の問題でいろいろな方がいる状況はあると思う。細かい定義については今手元に資料がなく申しわけないが、区として公にしている資料の中から出している資料である。

委員 F ここに載っている10%の人が全て困っている人ということではないかもしれないとい

う解釈でよいか。

事務局 そういうことになる。

委員 G 資料4-3の13ページの76番、幼児教育・保育の無償化で、「対象となる方が公平に施設等利用費の支給を受けられるよう、広く周知を行っていく」というところについて、認可外保育施設についても、例えば基準を満たしていなくても5年間は経過措置として給付の対象となり、そういったところを今後保護者がちゃんと見分けていく力が必要だというような話を別のところで聞いた。そういう意味でも広く周知を行っていくということなのだろうと思うが、それをどのようにやっていくのか。

基準を満たしていないような施設や、とにかくたくさん保育所ができていの中で、認可、認可外を含めて、区の指導監督などの業務量も、膨大にふえているだろう。保育所の数に合っただけ区の職員も増えているのかとか、資料に載っていない補足があったら教えてほしい。

事務局 認可外保育施設の施設等利用給付については、基本的に確認を受ける必要があり、まず事業所が確認という手続をしてもらうよう周知をしている。周知については、基本的にはホームページや広報等でして、利用者の方が区に問い合わせをして、個別に対応しているというような状況である。

今現在、認可外保育施設に関しては、基本的に東京都に権限がある。幼児教育・保育の無償化を受け、区市町村にも立入権限自体はおりてきている。ただ、現状で委員ご指摘のとおり、職員が増えているという状況ではなく、全施設を回るということは非常に難しいと思う。

現在でも、東京都が指導検査を実施する際に、我々も一緒に同行し、施設の状況等については把握している。来年度以降、立入権限も付与されるため、どのような形で指導監督をしていくのか検討していく必要がある。

実際に、新設の認可施設については、当然訪問しており、認証についても全施設訪問しているので、適切な保育ができるように指導している。

委員 G 自治体によって、対応がばらついている中で、新宿区は一生懸命やってくれていると思っているし、信じているので、今後ともお願いしたい。

委員 D 前回の会議のときに虐待の話が出ていて、児童相談所を新宿区につくるという話があった。その後、割と間をあげずに、見送るというのを新聞で見たが、今ここを見ると、また開設準備ということになっている。確か職員のきちんとした配置ができないからみたいなことが書かれていたような記憶があるのだが、今現在どのような状況になっているか。

事務局 児童相談所の開設については、当初令和3年4月を予定していたが、ご指摘のとおり、人材確保、育成の問題があり、当面の間、最低でも3年延期すると昨年9月に公表した。

人材の確保については、児童福祉法の施行令の改正によって必要な人材、児童福祉司の配置が人口で決められて、それが4万人に1人のところを3万人に1人と変更になったことや、虐待発生件数による上乘せ等があり、必要な人員が約2倍に増えたというところでの人材確保の難しさが直接の原因である。

現在も子ども家庭支援センターのケースワーカー等に東京都や近隣の県、市の児童相談所に派遣研修に行ってもらい、実際の現場で児童相談所の業務を学ぶということを実施している。来年度以降もそういった形で、実際の業務を学ぶというところで予定している。また、

採用についても、できれば経験のある方を採用できればというところではあるが、児童相談所経験がある職員というのは、児童相談所にしかないのが難しい。採用して育てていく研修の中で、今後も実施していく予定である。

委員 H 虐待のことに關しては、保護者支援も必要だと思ひ、園でも取り組んでいる。他区では3歳児健診の後に5歳児健診などがあると聞いた。3歳児健診のときに気になったお子さんを、5歳児健診のときにもう一回違う立場、医療の立場の方や心理士から見てもらうことができる。お母さんが育てにくい子どもに対して、しつけと称して虐待的なことをするのはなく、我が子への接し方について考えながら育てられる機会にもなるのではないかということを考えるが、実現は難しいのか。

事務局 5歳児健診について、一部の自治体で導入されているということは承知している。3歳児健診のときに発達に課題があるお子さんについては、その後、療育等の支援、地域の方々や、保育園や幼稚園と協同しながらやっている。

5歳児健診を実施していない理由は、5歳児のお子さんたちを集団で集めるのが非常に難しいこと、また、5歳児健診という1年に1回の特別な機会にお子さんの発達上の課題を見つけるというのが難しいことがある。5歳だと集団の生活の場に入られているお子さんが非常に多いので、そういった集団の場での気づきを、例えば保健センターにご相談いただくなどの形でキャッチして、その後、個別に支援するという形で現状は行っている。

委員 H 現場でも、保護者と良好な関係を保っていきたいという気持ちもあるし、子どもと一緒に育てていきたい。しかし、保護者が自分の育て方が悪いと思ったり、子どもが言うことを聞かないと思ったりして子育てが苦しそうな保護者もいる。その認識が少し難しいこともあるので、5歳児健診があればと考えてみたのだが、大変よく事情は理解できた。

3歳児のときにちょっと心配だなという方が5歳児健診として行って見てもらえたらという提案だったが、なかなか集団で集まるといのは難しいところがある。3歳の後はそのまま就学前の教育施設から小学校に上がるまで何もない状況で、互いに確認できないまま小学校に上げてしまうというところで、お母さんも学校に入るまでにといところで強く言葉を発したり、たたいてしまうということがあったりする。件数を見ている、平成30年度は789件の新規相談がある。これは終わっているわけじゃなくて、積み重なっていつている件数もあるかと思うので、少しそういうところがほかの面からもサポートできたらどうだろうかと思った。事情はよくわかった。

事務局 状況を教えてもらえてありがたい。確かに先ほど申し上げたように、健診という集団で集まってスクリーニングをする形はとっていないが、例えば3歳児健診で心配、もしくはその後心配がある方たちには、個別相談、個別支援という形は行っている、遠慮なく相談してほしいと思ひ、遠慮なく相談できる場があるということも引き続き周知していきたい。

委員 F 今の話に關して、就学時健診があると思ひのだが、それは別の部署だから全く違うということなのか。

事務局 就学時健診として、教育委員会が就学前と就学後、健康診断を行っている。学校医の先生方と協力しながら行っているが、なかなか普段のコミュニケーションの中で生まれる気づきの部分というのは難しい。就学前健診については、学校施設で限られた時間の中でチェ

ックを行うため、なかなか体の細かいチェックについてはできないのが現状である。

委員 F わざわざ集合してやる場なので、連携という意味で、そういうことも含めてできるといいのかなと思った。

委員 G 全体的な感想も含めた話になるが、素案を議論していく中で、この短い期間で思いつくこと、また、パブリック・コメントで区民の方が思いつくことも、行政の方が長い年月、お仕事としてずっと積み上げてきたことに対して、なかなか思いつきの発言で、そんな簡単に何か盛り込めることではないと思った。今回のパブリック・コメントの回答でも、A、Bとなるものは少ない。それは、何か新しくやるとなれば予算が必要で、この短い期間で急にやると決断するのはすごく難しいのだと感じた。

だが、今の議論のように、例えば5歳児健診をできないのか、5歳児健診をやるとなれば膨大な予算がかかるけれど就学前健診で少しチェックができるのではないかと、という議論、その次の5年に向けて今からやっていかないといけないのだと感じた。

なので、今この素案の細かいことを大きく変えるというよりは、現場の方と区民の声を5年後に向けてつくっていくということが必要なのではないかと。例えば児童館の話も、あれだけたくさん意見が出て、ここで急に、パブリック・コメントで一番投票が多かったから何かつくり出すというようなことは当然できない。あとは保育園の園庭や、お散歩の行き先とか遊ぶ場所ということもたくさん出ていたけれど、新設する保育所で園庭があるところは今回もゼロだ。そういったところも、行政の方が一つ一つやっていく中では難しいけれども、5年間で何園ぐらいはとか、何%ぐらいは園庭のある園をつくりたいとか、そういった区民の要望と目標値みたいなものを長いスパンで盛り込んでいけないだろうか。

会長 この会のそもそもの立ち位置が、決定機関ではないというところで難しいところではあるが、例えば先ほどの小数点の話みたいところは、行政の側だけで動かしていくときにはすすい進んでしまうかもしれないけれど、こういう会議があると、率直な意見としてわかりにくいとか、足りないのではないかと共有される。そのこと自体に多分意味がある。

その児童館の話も、さっきの説明にもあったが、誤解されてしまうような表記、要するに児童館、もうこれからやらなくなるのではないかとと思われるように修正をかけた表現になったというあたりも、ある種この意味があるというか、パブコメを行った意味があるので、その即効性みたいなものは多分求められなくて、あとからじわじわ効いていくために、地道に発言し続けることが求められる会議だと私は理解している。委員の皆様にもそう考えていただきたいと思っている。

委員 B これだけ膨大な新宿区の計画を、区民の方が読み込んでご意見を寄せていただいたときに、No. 11の放課後の子どもの居場所、つまり児童館の充実を削除したという、非常に目立たないところにこれだけ敏感に反応してご意見が来るというのは、やはりパブリック・コメントはすごいと思った。そこで2点質問がある。資料4-1、16ページの73番、児童館の充実を削除しないでほしいという質問の回答について、児童館を減らすという意味ではありませんという回答になっている。区民の方は減らすことではなくて充実という路線を維持してほしいという、多分どの質問もそういうことだが、区の回答は、いやいや、それは誤解ですと、児童館を減らすわけじゃなくて現状維持だ、となっている。区民の方の、充実という基本方針を後退させないでほしいというところとずれているなというところが1つ。もう1

つは、資料4-3、25番で修正後について書いてあるが、児童の健全育成云々のところについては、児童館ガイドラインに書かれている児童館の役割、児童館とは何かを国が規定しているところそのものでしかないので、充実路線を維持してほしいということの回答とも思えない。どのようなことなのかご意見を伺いたい。

あと関連する学童のところでは、資料4-1の17ページの78番について、広さは国の基準の1.65㎡を遵守していくと書いてある。学童クラブに入れる要件は、法改正があって「小学校に就学している児童」というのが国の基準になったと承知しているのだが、新宿区では小学校3年生まで、4年生から6年生までは配慮を要する子だけ、つまり、入りたいという分母を大幅に減らしたところで1.65という数字を出している。新宿区の要件、つまり4年生以上は入れないという要件を持ってきて、広さだけは国の面積が出てくるというのは、どのような考えなのか。

事務局 まず、区民の方からの児童館の拡充についての意見に対して、数を区側としては減らすわけではないというところで、すれ違いなのではないかという指摘について。

パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方の中の、16ページの71番のとおり、そもそも今年度末までの現計画において、児童館の充実という言葉は確かに使っている。来年度以降について、この児童館の充実という言葉は削除するという形をとった。

この71番の区の考え方のところにも書いておおり、今年度末までの計画においては、児童館の指定管理の導入や、それによる利用時間の延長、中高生の専用の部屋をできることにはつくっていくという、具体的な拡充策があり、基本的には計画どおり進めることができた。では次の計画においてそういった動きがあるのかと問われると、それこそ先ほど委員Bがおっしゃったとおり現状維持ということになるので、取り立てて前計画と比較して同じように拡充できる部分というのがなく、拡充という言葉は削除したということだ。

それから、学童の小学校3年生までというような記述について。国の基準が27年度に拡充され、利用は小学校6年生までとなっている。それは新宿区の基準においても同じで、小学校6年生のお子さんも要件を満たしていれば申請、そして定員に空きがあれば利用は可能である。ここで言う「小学校3年生まで入れる」というのは、小学校3年生までのお子さんは学童の定めている定員を超えたとしても、必要があれば、要件を満たせば受け入れるという記載なので、若干言葉としては足りなかったかと思う。

委員A パブコメの質問要旨と回答要旨については、ホームページ上などで公開されるのか。

事務局 この冊子自体が、公開される。

委員A その際に、拡充という言葉が事務局で使っていたが、こちらは充実と書いてあって、その充実という言葉の解釈が何か違うのではと今の議論を聞いて感じた。充実というのが数の充実なのか中身の充実なのかというところで、何かすれ違っているのではないかと思う。数の充実はないのかもしれないけれども、区民は中身の充実というようなことも言っているのではないかなと思うと、この言葉で回答するとずれが生じると感じるのだが、そのあたりはどうか。

事務局 確かに、数は増やさない、というのをどう理解していただくかということと、小学校就学以降の学童の保育についての質を確保し、向上に向けて取り組むことは、もう必須事項だと思っているので、あえて特別な記載はしていない。そういった当たり前のことはきちん

と引き続きやっていくという意味合いを持って、先ほどの子ども家庭支援センター、それから総合センターの数だけでなく、マニュアルの文章をそのまま引用して、国から求められていること、当たり前前は当然今までもやっていて、区としては引き続き取り組んでいくといったようなメッセージとして文章を綴った。

ただ、こういった区の考え方に個別にご意見をいただいたところでいけば、やはり、よりわかりやすいような形で示していく必要があると思うので、今のご意見を踏まえて、修正できるところは修正に努めていきたい。

委員 C 近年、幼稚園で、児童相談所や子ども家庭支援センターからの照会、問い合わせが増えてきている。それは虐待についての社会的認知度が上がってきているということもあるだろう。先ほど児相の開設が3年以上延期になるという話があり、人の確保の問題などがあると聞いているが、子ども家庭支援センターの中でも人が十分行き渡っていないのかなと思う節がある。例えば、細かくは言えないが、某家庭支援センターから、担当の方がある子どもと面会するために来た。私たちは子どもを日常的に預かっていて、家庭の状況も含めて子どものことはよく把握しているので、こうしたほうがいいのではないかということは伝えたのだが、それが無視されてしまった。なおかつ、その後の報告を受けていない。その子どもに対して適切なやり方だったのか、また、質問の内容や仕方についても適切だったのか疑問に思った。もしかして、センターの中でも十分に共通化されていない側面があるのかなと感じることがあった。そういったところがこれから改善されていったほうがいいのではないか。私たちも驚くぐらい件数が増えて、対応が追いついていないのではないかと思う。

話は変わるが、前回も少し幼児教育の無償化に関してお伝えしたところだが、やはり幼児教育の無償化によって、乳幼児期の子どもたちの教育・保育が基本的にはイコールでみんなが平等にという観点がすごく強調されていると思う。

だが、新宿区として、その幼児、乳幼児1人当たりどのぐらいのお金がかかっているのか、税金がかかっているのかということについては、余り触れられていない。私は基本的に保育園でこれだけお金がかかっています、幼稚園ではこれだけかかっていますというのをつまびらかにしてもらいたいし、保育園を利用するにしても幼稚園を利用するにしても、これだけの恩恵を受けているということを保護者に伝えないといけないと思う。これまで保育料という形で利用料を払っていたものの大半が無償化になって賄われてしまうと、それが当然みたいになってしまうことを懸念している。ましてや、それが保育園だとか、ほかの施設とかだと、それは顕著だと思う。区立幼稚園はなおのことだと思う。

これは当然のことではないわけで、これだけの公費が1人当たりの子どもに費やされているということは、やはり伝えるべき情報ではないかと思うので、一度ご検討いただきたい。

会長 今の話は今回の計画のどこにつながってくるか。

委員 C 幼児教育無償化に関しての項目があったと思うが、子育てのための施設等利用給付等々、このあたりになると思う。保育の質の確保と向上についてもそうだが。

これだけの公費が費やされていると周知することによって、ちゃんと利用してもらう、その価値を認めてもらうということが大事だと思う。だから、あなたのお子さん1人に対して、これだけの公費が使われているよ、税金が入っている、入ることになるよということを、利用者の皆さん方は理解をしないといけない。これからは幼稚園も大きな公費が入ってくるか

ら、それは同じように言えることだと思う。

事務局 確かに、委員Cの指摘するとおり、保育施設を利用する児童1人当たりの経費というのがそれ相応にある。福祉の増大という、行政の責任として最低限やらなければならない部分と、区がそこに上乗せをして税金を投入しているという部分、両方あるので、そうしたことをご理解いただくということは、必要だと私どもも考えている。

ただ、その施設の形態、あるいは事業の形態によってかかってくる経費が、例えば保育施設でも、保育園、子ども園と、あとは小規模保育事業だとか、その事業の形態等によって大分開きがあるので、誤解を与えないような形でのご案内が必要かと思う。

この計画の中にそれを反映するかどうかということについては、幼児教育無償化の記述は施策としてそういうことを行っているという記述なので残すが、現時点ではこの計画に反映する考えはない。しかし、例えば、今私どもの保育料のお知らせの中に、保育料がその運営の貴重な財源となっているので、納期限までにお支払いくださいというような案内もしている。そうした委員のご意見の趣旨に沿ったような取り組みを今後どのようにしていくか、具体的にイメージを持っているというわけではないが、考えていく必要がある。

事務局 虐待の件での話の中に、今、人が足りているのかという話があった。新宿区の子ども総合センターと区内4所の子ども家庭支援センターにはそれぞれ4人以上の相談員を置いていて、23区の中では充実した体制をとれているというところである。

お子さんに関する心配な情報、虐待通告が寄せられた場合には、お子さんを48時間以内に安全確認して、話を聞いて、その状況をもって保護者の方に面接を行うということを全件で行っている。大体、通告は普段の様子をよくご存じの保育園、幼稚園、学校等から寄せられることが多く、お子さんの対応に関してアドバイスをもらいながら対応しているつもりだ。

ただ、お子さんの話を聞き取りにくいところ、聞き出しにくいところがあるかと思う。子どもが今回のケースではどういう状況なのかかわからないので後ほど教えてもらえればと思うが、どういったことが行われているのか、お子さんはそれをどう感じているのかということを確認するのは大事なことだと思って動いているので、ぜひ協力をいただきながらやっていきたい。

5 その他

委員E 虐待のことで、委員Cの意見にあったように、人数的には確かに区としては充実した人数が配置されていると思うのだが、余裕がなかったり、業務が多過ぎて、本来はやるべきことができなかったりする可能性はあるかもしれない。そこを確認した上で、人数的に充実しているかというよりは、本当に人手として足りているのかどうか、現場の方に聞かれたらよいと思った。

それと、認知が上がっていて誤解した通報もたくさんあるかもしれないが、同時にグレーなものも非常に増えているのではないかと思う。グレーというのは、認知としてのグレーというよりは、今までは虐待として捉えられなかったものが、今の基準に合わせると虐待に該当してしまうもので、現場の方が一番発見しやすいものだと思う。3歳児健診、5歳児健診という話もあったが、手段はともかく、現場で発見できるような形になったらいい。相談したい人は相談するかもしれないが、実際やってしまっている当事者の方からはなかなか相談

しにくいと思うので、現場の方が見つけてあげることが大事だと思う。そういう意味で第2、第3の手があったらいいなと思っている。

児童相談所が乗り出す前の、もう一つその前の段階の対応の仕方に別の方法があれば、忙しい児童相談所の職員たちが、48時間以内に、という対応でなくても済むことが、実はそのグレー件数のところで多いのではないかと思った。

もう一つ、待機児童解消に向けて認可保育園を増やしていることは本当に素晴らしいと思う。その中で、園庭という言葉が出てきた。うちの子どもたちは、おかげさまで区の保育園で園庭のあるところで、すごく恵まれた育てられ方をして、本当に感謝している。ニーズに追いつくために、まずは保育園を設置していくということには賛成だが、非常にお金がかかって事業者の方にはちょっと酷な話なのかもしれないけれども、3年後、5年後にここまで園庭らしきものや、外の公園に頼らなくてもできる遊び場をつくるといったようなものを、努力義務までしていいのかはわからないが、会議の意見として、また、区の要望として形に残すことによって、事業者のさらなる努力というか、より質の高い、あるべき保育園づくりに生かしていけたらいいのではないか。

事務局 確かに認知が高まって、連絡をもらう件数は多くなっているが、虐待自体がふえているわけではないと思う。

虐待には至っていないけれども心配なご家庭がありますという連絡はよくもらっている。その場合、そのご家庭につないでもらい、どんなことを子育てで困っている、不安に思っているというようなお話を伺った上で、育児支援サービス等をご紹介するといった予防的な対応も行っている。そういった虐待対応まで至らないような対応にもっと力を入れていければいいのかと考えている。

事務局 待機児童の解消に向けて賃貸物件を活用している関係で、なかなか園庭の設置というのは難しい。一応、事業者と協議を進める中では、基本的に園庭の設置をお願いしている。

今回も実際に園庭が確保できるところはなかったが、そういった場合でも、認可に当たっては、まず、近隣の公園でお手洗い等、一定の規模のところの設定が必要だということと、それだけではなく、屋上で園庭に近いような場所、あるいは水遊びができるようなスペースの確保をお願いしている。それとともに、バギーの置き場や自転車の置き場なども、あわせてお願いしている。

今後も引き続き認可保育所の整備を進めていくが、ご指摘があったような、実際に子どもの保育にとって、できるだけいい施設の確保という視点も忘れずに、引き続き取り組んでいきたい。

事務局 委員から話のあった、認可したら終わりということではなくて、その後も事業者に対しては指導検査という形で区は関与している。

また、区立と私立とで分けるのではなく、地域を6グループに分けて交流できる環境をつくっている。その中で区立園を活用した私立園との交流事業をやっているような保育園もある。そういった形で保育環境を整えていきたいと考えている。

委員 E 保育園、幼稚園との連携を強くすることは、不登校対策とか、将来につながってくるので、期待している。

委員 C これは都道府県マターかもしれないが、新宿区には乳児院があるが、乳幼児期は親と

のアタッチメントが不可欠だと思う。なので、乳児院とかではなくて、里親制度がもっと広がっていかないと、虐待が世代間連鎖していくのをとめられないと思う。

なので、これは新宿区の単独の何かではないかもしれないが、もし考える余地があるなら、そういうことを考えてもらえないかと思った。

事務局 里親制度は、児童相談所の業務の一環である。区でも東京都と連携して、里親制度の周知や、啓発活動を一緒に行っている。

今後、児童相談所の設置を目指す中で、地域における里親制度の周知や、できればなっ
ていただきたいというようなお誘いなどの活動も今後少しずつ充実していければと考えている。

事務局 次回開催についての説明

6 閉会